# 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 6年目の対話 対米規制改革要望の概要

平成18年12月

# 【ダンピング防止措置】

- ・ダンピング防止制度を保護主義的に濫用することなく、WTO協定に整合した形で慎重に運用すること。
- ・特に、WTO協定違反が確定し、廃止法が成立した「バード修正条項」に基づく関税収入の米国内 生産者への分配を速やかに停止すること。また、アンチ・ダンピング手続きにおける「ゼロイング」手 法の使用を全面的に廃止すること。

## 【投資関連規制】

・国家安全保障を損なうおそれのある直接投資を制限しうるエクソン・フロリオ条項について、そ の運用の透明性及び公平性を最大限確保し、日本からの対米直接投資を阻害しないようにすること。

## 【流通・税関手続】

- ・物流効率を低下させ、事業者に大きな負担を課している、米国向けの貨物情報の船積み24時間前提出ルールを緩和すること。また、C-TPAT参加事業者に対し、同ルールの適用除外などのメリットを拡大すること。
- ・バイオテロ法に基づく、米国への食品発送の事前通知に関する最終規則において、非商用差出人が非商用目的で発送する食品については事前通知を義務付けないこと。
- ・原則全ての輸入品について徴収される「商品プロセス費」を、実際に個別の商品の税関手続きにかかる概算の費用を超えることのないよう改正すること。
- ・日本において一般的な 720mℓ、1800mℓの容器入りの蒸留酒の米国への輸出を可能にすること。 試飲用の酒類については輸入時の表示承認証明の適用除外とすること。また、カリフォルニア州、 ニューヨーク州において、日本のしょうちゅうが韓国のソジュと同様に料飲店で販売されるように すること。

# 【領事事項】

- ・米国の査証につき、米国内での更新手続を再開すること、米国外での更新手続を効率化すること、査証申請者に対する面接を行う米国公館の数を増やすこと、及び査証の有効期間を長くすること。
- ・米国において外国人に発給される運転免許証につき、Real ID法の下で、有効期間が過度に短くされないようにすること。

# 【特許制度】

- ・米国の特許制度を、先発明主義から先願主義へと変更すること。
- ・その他、特許出願人に過度な負担を課すなど、国際標準と比較して特異な米国特許制度を改善すること。

#### 【政府調達】

- ・連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールによる政府調達における外国製品の差別化を改善すること。
- ・防衛調達に関する規制が我が国企業の活動を制約することのないよう適切な措置を講ずること。
- ・陸上運輸効率法における米国製品部品比率や調達対象の限定などの規定を見直すこと。

## 【基準・規格】

- ・輸出単価上昇の原因になっているコンテナの制限重量を引き上げること。
- ・度量衡の世界標準であるメートル法の米国内における採用を徹底すること。
- ・各州の廃電子機器のリサイクル関連法、水銀規制関連法、エネルギー効率規制関連法、有害物質表示規制関連法に見られるような州毎の規制について、連邦法の制定などにより統一化すること。
- ·BSE 対策において、飼料規制の強化及び十分なサーベイランスを行うこと。

#### 【域外適用】

- ・米国産品の再輸出規制に関し、実効的な輸出管理を行っている日本を適用除外とすること。それが困難な場合は、当面の措置として、米国の輸出者に対し、日本の輸入者(再輸出者)への当該品目に関する十分な情報提供を義務付けること。
- ・イラン自由支援法、ヘルムズ・バートン法等の米国の制裁法につき、第三国の企業に対する適用 を差し控えること。

# 【競争政策】

・連邦及び州の反トラスト法の適用除外について見直しを継続し、合理的でない制度は廃止すること。

## 【司法制度】

- ・高額な賠償額が企業に過度の負担を課している製造物責任を緩和すること。また、懲罰的損害賠償に金額的制限を設けるなどして予見可能性を高めること。
- ・企業活動に関する陪審訴訟及び民事裁判における証拠開示手続きについて、企業が被っている不 当な負担を軽減すること。

# 【サービス】

- ・米国の海運法に基づく連邦海事委員会 (FMC) による外国船社に対する不当な情報提供要求や、 外国船社の運賃設定に対する一方的規制を可能とする規定を撤廃すること。米国船社に対する巨額 の運航補助金を撤廃すること。また、米国外の造船所で建造された船舶による米国内の旅客・貨物 輸送を認めること。
- ・米国での外国弁護士受入れを全州に拡大すること。 また、各州における外国弁護士の受入れに際して要件とされる職務経験期間及びその算定方法等を見直すこと。

- ・各州で異なる建設業の営業許可取得用件を調和、統一化すること、又は一つの州で取得した営業 許可を他の州においても有効なものと認めること。
- ・各州で異なる保険関連規制を調和、統一化すること。
- ・外国保険会社による再保険引き受けの担保要件を撤廃すること。また、外国保険会社に対する財産信託義務制度を廃止すること。

## 【金融】

- ・外国政府・企業等が日本において発行する円建て債券(サムライ債)に関し、米国外向け記名債券に関するルールを適用することにより、米国発行企業の源泉徴収義務を免除すること。
- ・外国投資信託商品の販売規制を緩和すること。
- ・ニューヨーク州において、邦銀の支店が自己取引や投資の対象として株式先物・商品先物・ETF などの商品を取り扱えるよう規制を緩和すること。

# 【電気通信】

- ・無線局免許に関する外資規制を撤廃すること。また、外国電気通信事業者の米国市場参入に関する曖昧な審査基準を撤廃すること、及び運用基準を明確化すること。
- ・州をまたぐ広域通信事業の展開の弊害となりうる州間での規制の運用の相違の調和を図ること。
- ・国務省による商用衛星輸出及び技術支援許可手続を迅速化するとともに外国事業者に対して不開示となる情報を最小限にすること。また、米国事業者の衛星調達に際し外国事業者が公平な競争条件で応札できるようにすること。

## 【情報技術】

- ・米国内で保護が十分でない著作権(生の実演や人格権に関するものなど)について、その保護を 強化すること。
- ・デジタル化・ネットワーク化時代に対応した新規立法を行うに当たっては、権利者と利用者の権利の均衡等に配慮した適切な制度とすること。
- ・総合的な迷惑メール対策を推進するとともに、日米両国で協力していくこと。

#### 【医療機器・医薬品】

- ・米国における医薬品・医療機器の規制に関して、米国食品医薬品局(FDA)と日本を含む外国製薬業界・医療機器業界との定期的な会合の場を提供すること。
- ・米国の医薬品・医療機器メーカーが、日本を含む世界での新規医薬品・医療機器の同時開発を推 進すること。
- ・米国により工場の査察を受けた全ての日本企業に対し、施設査察報告書が確実に送付されるよう確保すること。